規則

末手当及び 勤勉手当に関する規則 \mathcal{O} _ 部を改正する規 則をここに 公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 僑 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八九

期末手当及 び勤勉手当に 関する 規 則 \mathcal{O} 部 を改正 す る 規

第 期末手当及び勤勉手当に関す ,る規則 (埼玉県人事委員会規則 七 九三 \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

部に 第十二条第二項中第 護時間の承認を受けて勤務 0 勤 務時 改め、 いて」 間条例 を削 同号 り、 第十六条又は を 同 + 項第十 「 日 が 一号を第十二号 九 一号とし、 学校職 十月」 な カゝ 0 た期 員 を لح (勤務 同項第 「期間が三十 間 時 が三十日 同 間 項 九 号 条 第 \mathcal{O} 例 + 第十 . 日 を超える場合には、 次 号 に 中 に、 八条 次 \mathcal{O} 0 日 規定に 号を. 期間 \mathcal{O} 勤務 加 . よる介 える。 を 時 その 「 全 \mathcal{O}

の二百二十」に、 百 分の 十四条中 百五」に 「百分の 改め 「百分の る。 百六十」 七十五」を「百分の八十五」 を 百百 分の 百 八 士に、 に、 百百 分の二百」 「百分の九 を + 五」を 百 分

勤務

しな

かつた全期間

期末手当及び勤勉手当に関する規則 \mathcal{O} 一部を次 のように 改 正する。

分 分 の百 の二百十」に、 第十四条中 に改 める 「百分の 百分の 百八十」を「百分の百七十」に、 八十五」 を 「百分の八十」 に、 「百分の二百二十」 「百分の百五」 を を 百百 占

附即

(施行期日等)

- る。 勉手当に から施行 この 規則は、 は、 ! する。 関する規則 平成二十 公布 九 (以下 \mathcal{O} 年 日 カコ __ 月 5 施行 期末勤勉規則」と _ 日 する。 カュ 5 第二条 ただし、 V \mathcal{O} 規定 う_。 第一 条の は、 第十二条の 平 規定 成 三 十 (期 九 改正規定に 末手当及 年 兀 月 び 限 勤 日
- 月 条の規定による改 日 カコ ら適用する 正 後 \mathcal{O} 期 末勤勉規則第十 兀 条 \mathcal{O} 規定 は 平成二十八年十